

2020年度特定教育・保育施設等の実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、法令等で定める基準に対する適合状況について確認するとともに、必要な助言や指導等を行うことにより、事業所の適正な運営やサービスの質の確保と向上を図るために実施するものです。

特定教育・保育施設には、主に認可保育所や認定こども園等があり、町田市では子ども・子育て支援法に基づいて実地指導を行っています。

なお、特定教育・保育施設のうち、認可保育所と幼保連携型認定こども園については、児童福祉法に定める児童福祉施設にも該当するため、東京都も児童福祉法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づいて、実地検査を行っています。

特定地域型保育事業者には、主に家庭的保育事業者や小規模保育事業所等があり、これらについては、区市町村にのみ実地指導の権限が付与されており、町田市では児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、実地指導を行っています。

2020年度は、実地指導対象124施設のうち、特定教育・保育施設については、6施設に対して、特定地域型保育事業者については、30施設に対してそれぞれ実地指導を行いました。

また、実地指導の他に、指導の対象となる特定教育・保育施設等を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的にも実施しています。

2 2020年度の実地指導実施状況

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、緊急事態宣言期間中の実地指導は延期することとしました。

しかし、1回目の緊急事態宣言中の4月と5月を除いて、各施設は通常どおり開所されており、利用する児童がサービスの提供を受ける以上、サービスの質の確保を図るため、定期的な指導を実施することが必要となります。

そのため、マスクの常時着用、手指のアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を行い、検査員数の精査や施設での滞在時間を可能な限り短縮する等の措置を講じたうえで、7月から12月まで実地指導を行いました。限られた期間での実施であったため、実地指導を行った施設数は前年度比で約63%でした。

(2) 実地指導の実施状況

2020年度に町田市が行った教育・保育サービスを提供する事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び

福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるもの、または正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

2020年度：実地指導の実施状況

対象数 (①)	実地指導数 (②)	うち文書指摘 施設数(③)	口頭指導 施設数	文書・口頭 指摘事項数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
特定教育・保育施設						
94	6	1	5	16	6.4%	16.7%
特定地域型保育事業者						
30	30	2	5	13	100%	6.7%
合計						
124	36	3	10	29	29.0%	8.3%

(3) 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例
<p>◇ 保育士が適正に配置されていない。</p> <p>○ 開所時間中、保育士を常時2人以上配置していない。 【根拠法令】 東京都条例第43号第43条第2項、東京都規則第47号第16条、町田市補助金交付要綱第7、別表第2</p>
<p><改善の際の注意点></p> <p>○ 開所時間を通じて保育士を適正に配置してください。 ○ 知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「知事が認める者」という。）を配置する場合に、書類の不備により知事が認める者としての要件を満たさず、指摘になっているケースが大半であるため、勤務証明等と法人代表者及び施設長による確認書を不備なく整備してください。</p>

◇ 避難・消火訓練を毎月実施していない。

- 避難訓練を実施していない月があった。
- 消火訓練を実施していない月があった。

【根拠法令】

町田市条例第 34 号第 7 条第 2 項

<改善の際の注意点>

- 図上訓練や不審者訓練等は、毎月 1 回以上の避難訓練にはカウントできません。
- 消火器の場所を確認するだけでは消火訓練にはなりません。消火器を想定
の火元に向けて構え、初期消火の動作を行ってください。

◇ 重要事項が施設の見やすい場所に掲示されていない。

- 運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の選択
に資すると認められる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示していな
い。

【根拠法令】

町田市条例第 35 号第 23 条、第 50 条

<改善の際の注意点>

- 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担
等の重要事項を掲示してください。

◇ 土曜日に閉所する場合（加減調整部分）の加減調整を行っていない。

- 土曜日に保育の利用希望が無く、閉所する日があったが、土曜日に閉所す
る場合の加減調整を行っていない。

【根拠法令】

実施上の留意事項第 1(1)、別紙 6IV4

<改善の際の注意点>

- 土曜日に閉所する場合は、その旨の申請を行ってください。
なお、開所していても利用希望者がなく、保育を提供していない場合は、
加減調整の対象になりますので、注意してください。

根拠法令等

略称	正式名称
東京都条例 第 43 号	平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
東京都規則 第 47 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 47 号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
町田市条例 第 34 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 34 号「町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」
町田市条例 第 35 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 35 号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
町田市補助金 交付要綱	平成 14 年 4 月 1 日施行「町田市保育所等運営費加算補助金交付要綱」
実施上の留意事項	平成 28 年 8 月 23 日府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」

3 集団指導の実施状況

2020年度は下表のとおり集団指導を実施しました。

実施日	対象事業者	対象事業者数	参加事業者数	出席率	主な内容
2020 年 8 月 21 日 ※ 1	家庭的保育 事業者	15	3	20.0%	指摘になりやすい事項 について
2021 年 2 月 16 日 ※ 2	家庭的保育 事業者	15	13	86.7%	2020 年度の実地指導に おいて指摘・助言の多 かった事項について

※ 1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、3事業者が代表して参加

※ 2 リモート会議システムによるオンライン開催